

特別修繕準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

1 準備金の積立限度額の計算等

資産の種類及び名称						合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	/	
翌年繰越額の計算	前年末における特別修繕準備金の額	円	円	円	円	円	
	本年取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額					
		同上以外の場合による取崩額					
		計 (+)					
	減算	のうち前年末までに収入金額に算入された金額					
		本年中において収入金額に算入すべき金額 (23 + 25 -)					
		計 (+)					
	差引特別修繕準備金 (- -)						
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合の取崩額 (と 24 のいずれか少ない方の金額)						
	本 年 積 立 額						
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額					/	
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額					/	
	(赤字のときは 0)					/	
	$\frac{\text{業務を行った期間の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	—	—	—	—	/	
	×	円	円	円	円	/	
積立限度額 (と のいずれか少ない方の金額)						/	
積立限度超過額 (-)							
本年末における特別修繕準備金の額 (+ -) (に記載がある場合は、 -)							

2 総収入金額に算入する額の計算

積立期間終了日の属する年の翌々年末における差引特別修繕準備金		21	円	円	円	円	円
年初現在の準備金額		22					
本年の総収入金額に	特別修繕費を支出した場合	23					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合 (21 × $\frac{1}{5}$)	24					
	23 及び 24 以外の場合	25					
	本年分の必要経費に算入する額	26					
翌年繰越額 (22 - 23 - 24 - 25 + 26)		27					

特別修繕準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の4の規定による特別修繕準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、特別修繕準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「 」欄には、船舶について1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- (2) 「 」欄には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、本年の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- (3) 「 」欄には、前年末における特別修繕準備金の金額を記載します。
- (4) 「 」欄には、本年中において特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- (5) 「 」欄は、当該資産につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、当該資産（船舶に限ります。）につき本年末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき本年末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、及び 以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- (6) 「 」欄は、次により記載します。
 - ㊦ 「積立期間の月数」には租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第12条の2（特別修繕準備金）及び租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第7条の2第3項（特別修繕準備金）において資産別に定められている月数を記載します。
 - ㊧ 「業務を行った期間の月数」には、本年がその特別の修繕を完了した日の属する年分である場合は、その完了の日から本年末までの月数を記載します。
 - ㊨ 「積立期間の月数」及び「業務を行った期間の月数」の月数は、1月未満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- (7) 「²¹」欄は、各年の末日において、前年分から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措令第12条の2第10項で定める日の属する年の12月31日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した日の属する年の12月31日におけるこの明細書の「 」欄の金額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第20条の4、措令第12条の2、措規第7条の2